

「広報活動支援業務」に関する委託業務仕様書

1 委託業務名

広報活動支援業務

2 業務の目的

本市では、これから10年間のまちづくりの指針となる、第五次宇部市総合計画が令和4年4月にスタートした。本計画では、様々なまちづくりの取り組みを市民とともに「共創」によって進めることとしている。

多様な主体が、目標設定の段階から連携し、地域の課題を共有するとともに、様々な意見を出し合いながらその対策を考え、課題解決に取り組むためには、行政情報をより一層市民等に届ける必要があることから、高い専門性と豊富な実践経験を有する民間事業者からの支援を受けて、市全体の広報力を向上させ、全庁で効果的で伝わる広報活動を展開する。

3 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託上限金額

2,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

(1)「職員広報マニュアル」の作成

市職員が広報活動を行う際のマニュアルの作成支援。

現在、広報に関する様々なマニュアルが点在、また不足しているものがあるため、整理・追加等を行い、職員広報マニュアル(広報うべ、SNS、記者発表、記者会見、チラシ、パワーポイントでの資料作成等)としてまとめる。マニュアルには、市の具体的な広報媒体の利用方法のほかに、市の広報の考え方や、市職員一人ひとりが目指すべき広報に関する行動指針を明記し、市全体の広報力向上に資するものを盛り込んだ内容とするとともに、市職員に浸透させる方法(研修等)を提案する。

当マニュアルは職員が広報活動を前向きに取り組めるように簡潔で分かりやすい内容・デザインとする。

作成支援にあたっては、定期的に協議(アドバイス)を実施する。

(1-1)仕様

電子データ(CD-ROM):2枚。

※成果品の著作権は委託者(市)が持つものとし、市が自由に加工し、公開及び増刷等を行うことができるものとする。

(2)ショートムービー作成支援(3本程度作成)

市職員が動画(ショートムービー(60秒以内程度))を通じて、市の取り組みを自ら伝えることができるよう、撮影・編集・掲載等までの研修を実施する。実際に動画を3本程度作成しながら、職員が自走できるような仕組みづくり・支援を行う。

※主な研修対象者(予定)広報広聴課職員

※撮影・編集機材等は市で用意する。(スマートフォン、ビデオカメラ等)

(3)市の発行物(広報うべ、チラシ、パワーポイント資料)のデザインについての助言及び提案(適宜)

市から助言等を依頼する発行物は月3件程度とする。

※依頼から3日以内に助言等を行う。

※業務における市との連絡については、対面のほか、オンライン、メールでも可能とする。(原則として電話連絡は認めない。)

(4)相談業務

広報活動に対して、必要に応じて月1回の協議・相談を設ける。(オンライン可)

(例:SNS等情報発信、プレスリリース、PR全般等)

6 成果品

次のものを提出すること。

(1)実績報告書 1部 ※本業務において作成した資料等を含む

(2)「職員広報マニュアル」電子データ(CD-ROM):2枚。

(3)ショートムービー:3本程度

(4)その他、市と受託者が合意の上、成果品として提出を求める物

7 その他

(1)本業務において制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、全て市に帰属するものとする。

ただし、成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、別途権利処理について協議すること。

(2)本業務により得られる成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

(3)受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(4)その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする

(5)委託業務の実施については、市と受託者とで協議を行い、決定する。

(6)業務の円滑な進行を図るため、市担当職員と緊密な連絡関係を構築し、打合せ協議を適宜行う。打合せ協議では、必ず記録簿を作成し、相互に確認すること。打合せ協議は、面談、WEB、電話等で行う。

(7)事業に関わる設備・資機材は、特に指示がない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。

(8)事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

(9)受託者は本業務に関して一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(10)受託者が本業務を行うにあたり、第三者の協力者に業務の一部を行わせる場合は、企画協力等として実施体制を説明し、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。

(11)受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(12)この仕様書に定めのない事項や業務遂行にあたって疑義が生じた場合は、必要に応じて市と受託者とが協議して定める。

8 参考資料

第五次宇部市総合計画

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/keikaku/1015261/1012517/index.html>